

学校いじめ防止基本方針

阿南市立富岡小学校

1 学校の基本理念

いじめの定義(いじめ防止対策推進法 平成25年法律第71号より)

「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義すること。

1 基本的な考え

いじめは、全ての児童に関わる問題である。いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。すべての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に生き生きと取り組むことができる学校をつくるための教育活動を実践する。

本校では、すべての児童がいじめを行わず、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめ問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめ防止のための対策を行う。

「どの学級でも、どの児童にも起こり得る」という認識をもち、「学校いじめ防止基本方針」を具現化することにより、教職員一人ひとりがささいな事象であってもいじめでないかという疑いをもち、いじめを根絶する学校をつくる。

2 基本的な取り組み

- (1) 全ての教育活動を通じ、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりをめざす。
- (2) 「いじめを絶対に許さない、いじめを根絶する学校」をつくる。
- (3) 児童が主体となっていじめのない集団を形成するという意識を育むため、発達段階に応じていじめを防止する取り組みが実践できるよう指導、支援する。
- (4) 常にいじめられている児童の立場に立ち、学校がいじめられている児童を守りきる。
- (5) いじめている児童に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめをしない児童に育てる。
- (6) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力を努め、ともに問題を解決できるようにする。

3 教職員の基本的な認識

「いじめ問題」にはどのような特質があるかを教職員自身が十分に認識し、学校生活のみならず放課後や登下校時にも「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組む、「早期解決」を図る。

教職員は、以下の点について基本的な認識を持ち、いじめ防止・解決に向けて、学校全体で取り組む。

- ① いじめはどの児童にも起こり得る問題である。
- ② いじめは学校における最も重大な人権問題であり、人として決して許されない問題である。
- ③ 大人には気づきにくい問題であることを認識し、早期発見・早期対応に努めることが解決を図る上で最も大切なことである。
- ④ いじめは、いじめられる側には問題はない。いじめる側に問題があるという認識を持つ。
- ⑤ いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

II 未然防止

1 基本方針

いじめはどの児童にも起こり得るという認識をもち、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。未然防止の基本は、児童が他者への思いやりや、心の通じ合うコミュニケーション能力を育みながら、友人や教職員と信頼できる関係の中で、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる授業づくりや集団づくりを行っていくことにある。児童の自己有用感や自己肯定感、集団の一員としての自覚や自信を育むことより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。教職員全員は、いじめを見逃したり助長したりすることのないよう、その指導の在り方に注意を払うなど、いじめ問題への対応力・指導力の向上に努めながら、児童が安心して明るく学校生活を送ることができる学校づくりを推進していく。

いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、再発の可能性を踏まえ、日常的に注意深く見守る。「おごり」という名目で「ゆすり」・「たかり」が行われている場合があるため、地域や保護者と連携し、生徒の行動や交友関係を把握し適切に対応する。

県でもネットパトロールを実施しているが、インターネット上の写真や文書は消去が困難であることや刑事罰や民事罰等が適用される場合があることにも触れて指導を行う。

さらに、万一児童が被災し、避難所に避難した場合でも、お互いが協力し合い、支え合う人間関係を築くことができる力を育てる。

2 具体的な取り組み

- (1) 望ましい人間関係や互いのよさを認め合う教育環境をつくる。
- (2) 道徳・特別活動を通して規範意識や集団の在り方等についての学習を深め、いじめを生まない好ましい人間関係や集団づくりに努める。
- (3) 人権感覚・人権意識を高め、児童がいじめ問題を自分のこととして捉え、自ら問題解決できる集団をつくる。
- (4) 発達障がい等の特性に係る教職員の理解や専門性・指導力の向上を図る。
- (5) 常に危機意識をもち、いじめ問題への取り組みを定期的に点検し、指導・改善を図る。
- (6) 学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラーなどの外部専門機関を活用する。
- (7) 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないよう細心の注意を払う。
- (8) 教職員研修の充実、いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を行う。
- (9) 学校いじめ防止基本方針や指導計画をホームページ等で公表し、学期の始期、入学式等で生徒や保護者や地域住民の理解を得るよう努める。

III 早期発見

1 基本方針

「いじめは早期発見、早期対応が最も重要」との認識の下、児童に関わる全ての大人(学校・家庭・地域)が連携し、児童の些細な変化にも気付くことを基本として進めることが大切と考える。

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの視点を持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを軽視することなく、いじめを積極的に認知する。

2 具体的な取り組み

- (1) 年3回、児童、教職員、保護者にいじめアンケートを実施する。(5月・10月・2月)
- (2) 児童の発するいじめのサインを見逃さないなど、学校全体がいじめの早期発見に危機意識をもって取り組む。
- (3) 管理職・生徒指導主任・人権教育主事などが、校内巡視を行い、学級担任と連携しながら、問題の早期発見・早期解決に努める。
- (4) アンケート調査の実施を年3回は行い、学校としてのいじめの実態把握・早期発見のための取り組みを実施する。
- (5) 連絡帳、電話、家庭訪問など、保護者との情報を共有し、児童の変化に気付く。

(6)地域行事の参加，関係機関との情報共有など，地域との連携を密にする。

Ⅳ 早期対応

1 基本方針

いじめ問題が生じたときには，詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い，関係する児童や保護者が納得できる解決をめざす。いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を最優先に確保し，いじめたとされる児童や周囲の児童に対して事情を確認した上で，適切に指導を進める等の対応を，迅速かつ組織的に行う。また，家庭や市教育委員会への連絡・相談や，事案に応じ関係機関との連携を密にし，学校だけで問題を処理しないようにする。

2 具体的な取り組み

- (1) いじめられている児童やその保護者の立場に立ち，正確で詳細な事実確認を行う。
- (2) 学級担任だけが抱え込むことのないように，学校全体(学校でのいじめ対策組織)での組織的な対応をする。
- (3) 児童や保護者に学校としての説明責任を果たし，必ず解決することを伝え，安心させる。
- (4) いじめたとされる児童には，行為の善悪をしっかりと理解させ，反省・謝罪をさせ，児童の変容を図るよう根気よく取り組む。
- (5) いじめが解消した後も，関係する保護者と継続的な連絡を行い，再発防止に努める。

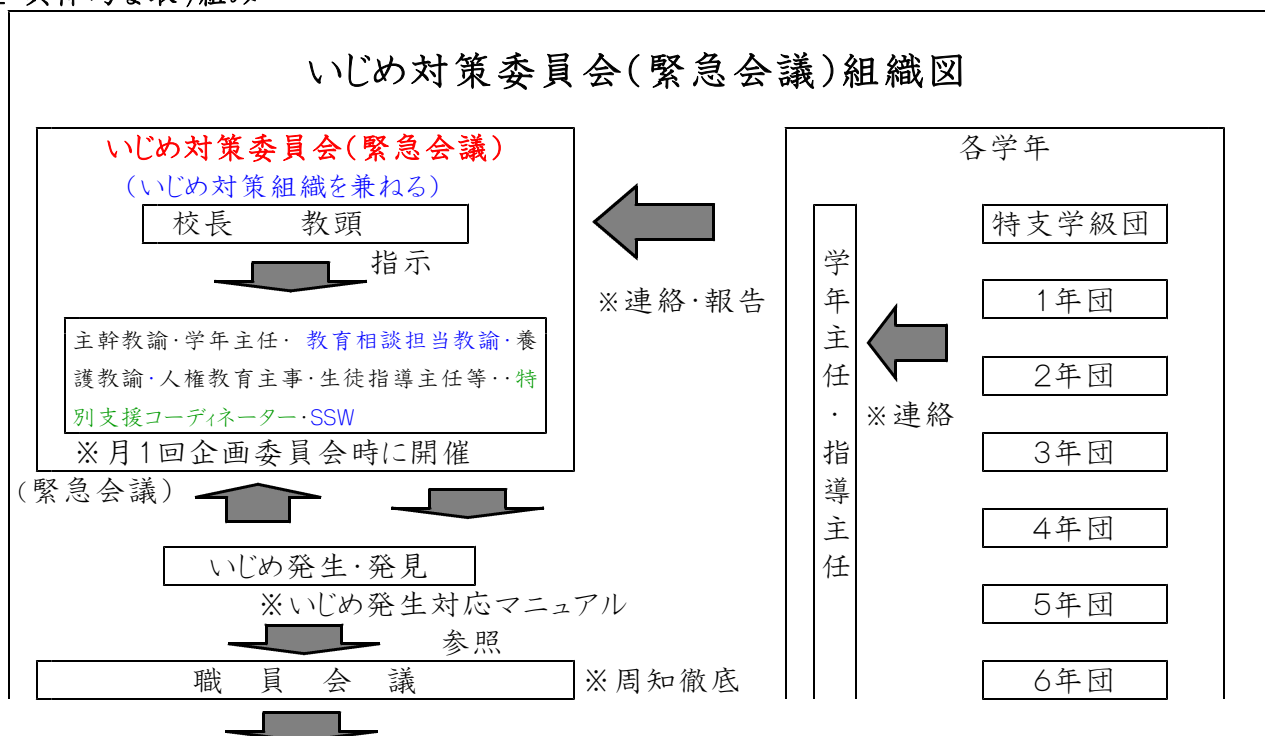
Ⅴ いじめ根絶の校内指導体制

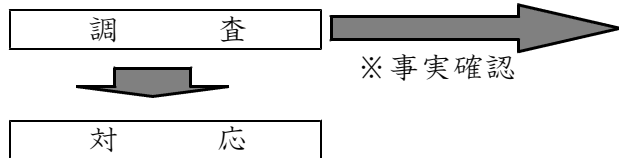
1 基本方針

「いじめは許さない。いじめを根絶する」という強い意志を持ち，学校全体の組織的な取り組みを行う。いじめを生まない土壌を形成するための「予防的」「開発的」な取り組みを，すべての教育活動において展開する。

本校においては，いじめ問題への組織的な取り組みを推進するため，問題に特化した機動的な「いじめ対策委員会(緊急会議)」(下記の組織図)を設置し，教職員全員で共通理解を図り，学校全体で総合的ないじめ根絶の対策を行う。また，組織が有効に機能しているかについて，定期的に点検・評価・改善を行い，児童の状況や地域の実態に応じた取り組みを展開する。

2 具体的な取り組み





※月1回の学年部会(校内研修)において、いじめの実態を常に共通理解を図る。

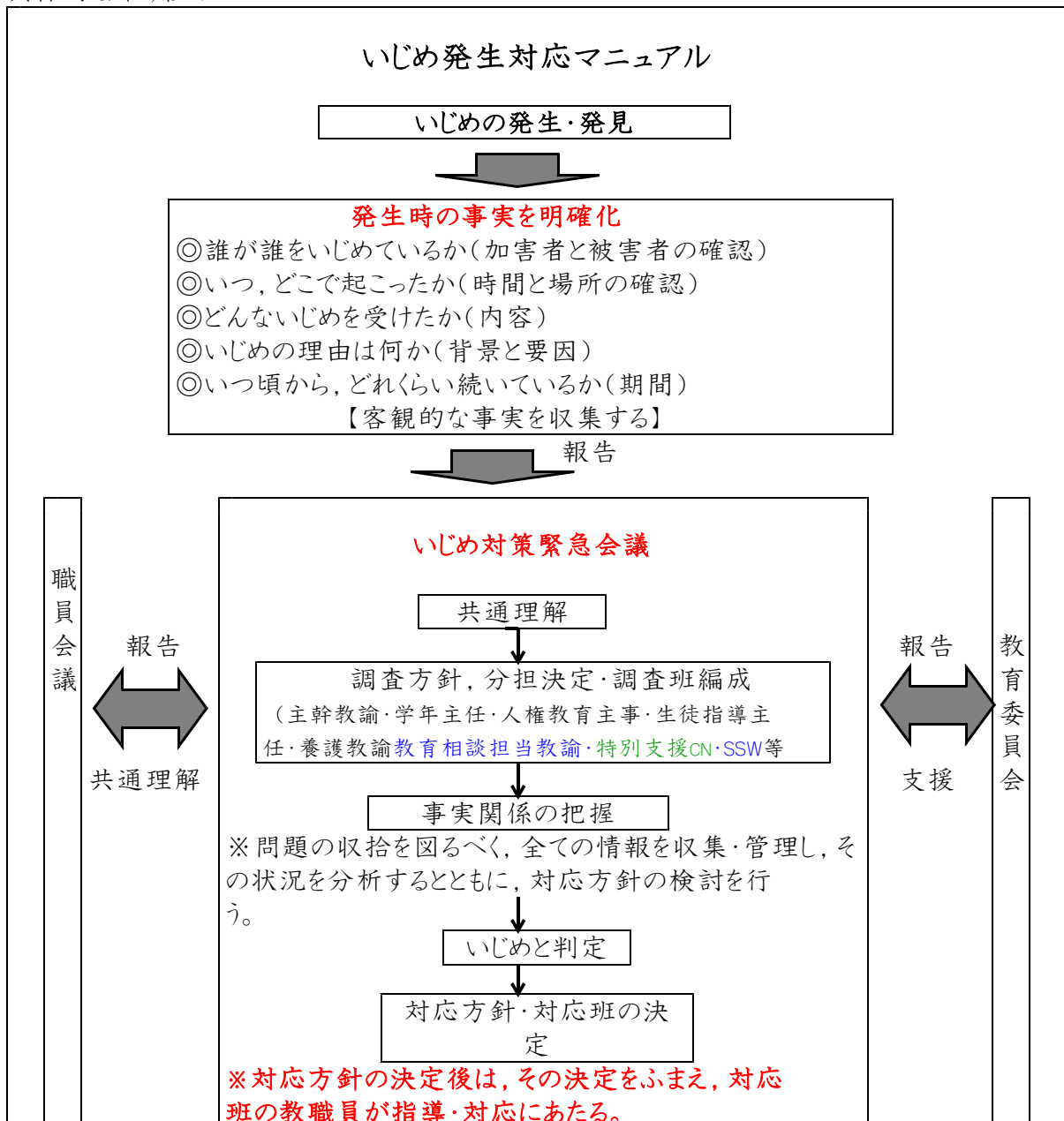
VI いじめが発生した場合の組織的対応

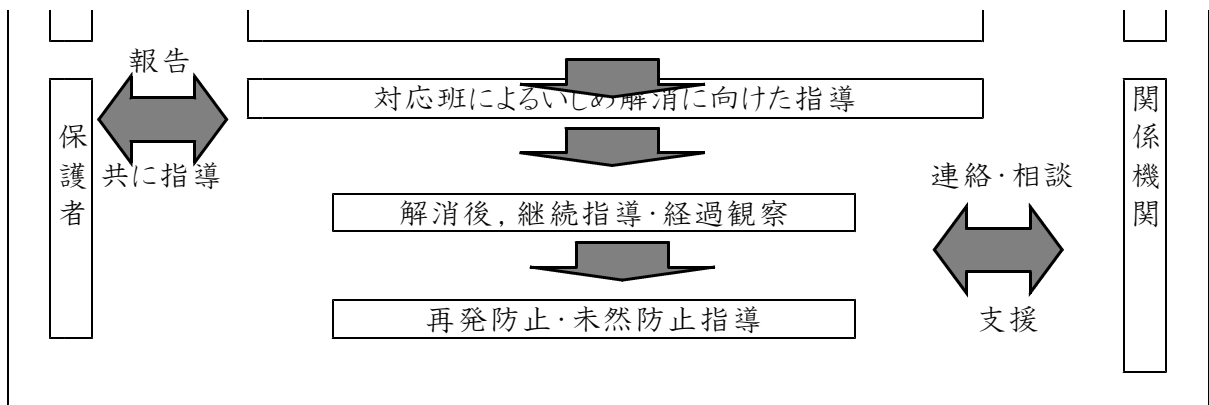
1 基本方針

いじめを認知したときは、担任等が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で対応していくことを全教職員が共通理解をもつ。学級担任が一人で抱えこんでしまった場合、問題への対応が遅れたり、いじめがさらに悪化してしまったりすることがある。さらに、保護者とのトラブルに発展し、学校や教師、また教育全般に対する不信感をまねき、問題が解決しにくくなる可能性がある。特に、けんかやふざけ合い、けが等にも留意し、背景にいじめがないか確認する。

そういった状況を避けるために、本校では、いじめ対策委員会(緊急会議)を核として全校体制で組織的に取り組み、完全解決を図る。(下記 いじめ発生対応マニュアル)

2 具体的な取り組み





※生命又は心身の安全が脅かされるいじめが発生した場合

- (1) いじめの現状，学校の解決への指導方針を速やかに教育委員会へ報告する。管理職が中心となり，学校全体で組織的に対応し，迅速に事案の解決にあたる。
- (2) 事案によっては，学年及び学校のすべての保護者に説明する必要の是非を教育委員会の指示を仰ぎながら学校長が判断し，必要があれば，当事者（保護者）の同意を得た上で，緊急保護者会の開催を実施する。
- (3) 重大事態が生じ学校が調査主体になるときは，「重大事態への対応マニュアル」（別表）に従って，迅速かつ丁寧な調査を行う。
- (4) 事案によっては，マスコミ対応も考えられる。管理職が対応窓口になり，誠実な対応に努める。

3 被害児童と加害児童と周りの児童に対して

(1) 被害児童への対応及び支援

被害児童への対応にあたっては，被害児童を学校は守るという姿勢の下，保護者と連携の上，以下のような対応及び支援を講じていく。

- ① いじめられたつらさを全面的に受け止め，共感することで心の安定を図る。
- ② 児童を守り通すことや秘密を守ることを伝え，不安を除去した上で，いじめの事実関係を複数の教職員で正確に聞き取る。
- ③ 必ず解決することを伝え，信頼のできる人物（親しい友人や教職員，家族）やスクールカウンセラーなど外部専門家の協力を得ながら支援する。
- ④ 安心して学校生活や学習が取り組めるよう，落ち着いて生活できる環境をつくる。
- ⑤ 被害児童が，加害児童との関係改善を望む場合は，教職員同席の下，謝罪・和解の会を開くなどして，関係修復を図り，よりよい人間関係をつくっていくように努める。
- ⑥ いじめが解決したと思われる場合でも継続して見守り，十分な注意を払いながら，保護者に日々連絡を取りながら，必要な支援を行う。

(1)-2 いじめの解消状態

少なくとも，次の二項目が満たされていること。ただし，再発の可能性を踏まえ，日常的に注意深く見守る。

- ① 少なくとも3か月間を目安とする。学校いじめ対策組織において，より長期な期間を設定できる。
- ② いじめを受けた児童が，心身の苦痛を感じていないこと。組織委員で面談等を実施する。

(2) 加害児童生徒に対する措置

加害児童に対しては，人格の成長を旨として，家庭環境や性格（障がいの特性も含む）など，教育的配慮の下，以下のような措置を講じていく。

- ① 複数の教職員でいじめの事実関係を聞き取り，教職員が連携しながら，必要に応じてスクールカウンセラー，医療機関，子ども女性相談センターなどの外部専門機関の協力を得ながら，再発防止の措置を講ずる。
- ② 迅速に保護者に連絡し，事実に対する保護者の理解や納得を得た上で，連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに，保護者に対して継続的な助言を行う。
- ③ いじめは人格を傷つけ，生命，身体を脅かす最も重大な人権侵害である行為であることを十分 理

解させ、自らの行為の責任を自覚するよう徹底した指導を行う。

④心理的な孤独感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を重ね、外部専門機関と連携しながら個に応じた教育を講じる。

⑤教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、児童に対して、適切に懲戒を加えることも考えられる。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童自ら行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

(3)周りの児童に対して

当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを許さない集団を形成する。

①「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す教育を講じる。

②「見て見ぬふりをする行為」も、いじめを肯定していることを理解させる。

③いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させるよう指導する。

④人権教育を根底に置いた学校づくり、学年、学級づくりを再度強化し、人権感覚・人権意識の高揚から、いじめが起こりにくいよりよい仲間づくりを実践していく。

VII 地域・家庭・関係諸機関との連携

1 基本方針

いじめを根絶し、健全育成を図っていくためには、児童に関わる学校関係団体の地域組織や行政施設・機関等との連携・協力を進めていくことが重要である。いじめの事案解決にあたっては、学校による対応の範囲を超える場合もあり、状況に応じて、行政機関や専門機関との速やかな連携が図れるような関係づくりに取り組む必要がある。

保護者は、児童の教育について第一義的責任を負い、規範意識等を養うための指導をより適切に行うためには、地域を含めた家庭との連携の強化が重要であり、PTAや地域の関係団体等と学校とが、いじめの問題も含めた児童の現状について共通理解に立ち、連携し協働的な取り組みに努めることが重要である。

本校においては、児童のよりよい学びのために、学校が積極的に家庭・地域と連携して豊かな教育環境の創出をめざす「地域とともに歩む学校」づくりを教育活動の基盤に据える。この理念の下、学校が家庭・地域と一体となって地域ぐるみで児童を育てる体制づくりを進めていく中で、いじめの防止等についても、対応を図っていく。

2 具体的な取り組み

(1)PTAとの共催により、いじめの理解や人権問題に関する説明会・研修会を企画・実施する。人権子育て推進部を中核として、「人権子育て推進委員会」を開催し、人権教育啓発活動を推進することに努める。

(2)「学校いじめ防止基本方針」を、人権教育通信やホームページ等で紹介することを通じて、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭と緊密に連携する。

(3)児童が日常生活において、地域社会などのより多くの大人と関わることにより、いじめの未然防止や早期発見につながる場合もあることから、学校や地域の状況を踏まえながら、児童に対して地域行事の取り組みなどへの参加を促す。

(4)市教育委員会、校区内の警察署・交番等、子ども女性相談センター、公民館、等との連絡窓口の紹介や情報交換などを行う。

VIII いじめ防止指導計画の充実

1 基本方針

いじめの未然防止のためには、学校全体で「豊かな心を育てる教育」を組織的、計画的、継続的に取り組む必要がある。そのため、年度当初に組織体制を整えると同時に、人権教育年間計画を指導の基盤とした人権教育を推進し、学校全体でいじめ問題に取り組むようにする。また、いじめ問題への

取組等について、学校評価と教員評価の項目に位置づけ、達成目標設定とその達成状況の評価をする。

本校では、いじめ問題解決の重要性をすべての教職員が認識し、未然防止の「いじめを生まない土壌づくり」(人権教育, 道徳教育, 体験教育, 特別活動等)に組織的に取り組むようにする。いじめの態様や特質, 原因, 背景, 具体的な指導上の留意点などについて職員会議や校内研修などの場で練り上げ, 教職員間の共通理解を図るようにする。いじめ問題について, 特定の教職員が抱え込んだり, 事実を隠したりすることなく, 報告・連絡・相談を確実にいき, 学校全体で組織的に対応するようにする。教職員の研修, 児童への指導, 地域や保護者との連携などに留意し, 総合的にいじめ対策を推進する。

さらに, 人権教育を基盤に置いた学校教育の推進を下に, 職員研修, 保護者啓発や研修を充実させる。いじめは, 学校における人権侵害の最重要課題であり, 「人権を踏みにじる行為であり, 決して許されるものではない」ことを全教職員が共通理解し, 人の痛みを思いやることができるよう, 人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに, 人権意識の高揚を図ることに重点を置く。

□年間目標作成にあたって

・いじめは, どの子供にもこの学校でも起こり得ることを踏まえて, いじめ問題に対して積極的に認知し組織的に取り組む。

・教職員や児童生徒が, 学校内でのルールの検討や行事運営, 運営啓発活動を通して, よりよい学校づくりを進めていく意識を醸成する。

・教職員の研修(事例研修やロールプレイ)を通して, いじめについての共通理解, 生徒の状況等の情報共有や組織として取り組む体制づくりを図る。

・生徒との信頼関係の醸成し, いじめを見抜く感覚を磨くことでいじめの早期発見を図る。

・学習指導や進路指導を充実させ, お互いを認め合える人間関係や集団づくりを構築し, 児童生徒が自己有用感を持つことにより, いじめの未然防止を図る。

・児童生徒の生活態度・意識を向上させるとともに, 適切な人権意識を身に付けさせ, いじめの未然防止を図る。

・児童生徒の心の変化をいち早く捉え, いじめの早期発見・早期対応に努め, 人間関係の修復・改善を図る。

・特に配慮が必要な児童の指導については, 日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行い, 周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

2 具体的な取り組み

(1) 全校での取り組み計画

月	企画委員会	いじめ対策委員会	●学級・○職員会・研修等	保護者啓発
4月	各学年実態の報告	「いじめ実態把握調査」の実施・検討会	○「学校いじめ防止基本方針」の共通理解 ●人権を基盤とした学校経営・学級経営 ●よりよい仲間づくり	人権教育通信(毎月発行)
5月			○人権教育研修会(いじめ防止基本方針の共通理解・いじめ実態把握調査) ●「いじめアンケートの実施」	家庭におけるいじめ発見チェックリスト実施
6月			○「いじめ発見チェックリスト」考察	保護者と児童の人権アンケートの実施
7月		事案発生時・いじめ対策緊急会議の開催	新聞記事(事件・日常の事例)を資料とした事例研究	PTA人権子育て推進部による人権教育推進委員会
8月			○人権教育研修会(個別人権課題の中のいじめ問題)	PTA人推部による人権啓発講座
9月		「いじめ実態把握調査」の実施・検討会	○「いじめ発見チェックリスト」考察	家庭におけるいじめ発見チェックリスト実施
10月			●「いじめアンケートの実施」	PTA子育て支援部による啓発講演
11月			○人権教育研修会(学級の中の人権問題)	
12月			●人権学習・人権集会(授業参観)の実施	PTA人権学習授業参観・人権の学級懇談会
1月		「いじめ実態把握調査」の実施・検討会	○「いじめ発見チェックリスト」考察	家庭におけるいじめ発見チェックリスト実施
2月			○人権教育研修会(人権学習授業研究会) ●「いじめアンケートの実施」	PTA人権子育て教育推進部による人権教育推進委員会 新入生保護者への人権教育の説明
3月		本年度のまとめ 来年度への課題	○本年度のまとめ 来年度への課題	本年度のまとめ 来年度への課題

(2)各学年での学習の取り組み計画

学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年
学年目標	誰とでも仲良く、楽しい学級をつくる	相手の気持ちを考え、生命や人権を大切にす	お互いを認め、助け合い、支え合って生きる	差別や偏見の間違いに気づき、なくしていこうとする	差別の不合理性を認識し、自他の人権を尊重する	同和問題やいじめなど、様々な人権問題を解決していこうとする
4月	「ちょうの友達」 (一人ひとりの友だちを大切にす)	「学校たんけん」 (思いやりの心をもって生活する)	「命どうたから」 (生命を大切にす)	「いっぺんどなつたるか」(人権無視の行動に正しく注意ができる)	「みんなの学級」 (偏見や差別のない学級をつくる)	
5月	「こんにちは」(仲良く助け合って生活する)	「なかよしでいたい」 (友達と仲良くし、助け合う)	「はじめて小鳥がとんだとき」 (認め合い、励まし合って生活する)	「何であかんの」 (男女平等にできる)	「不合理なしきたり」 (不合理と人権侵害を考え、差別を自ら解消していこうとする)	「かおりの決心」 (いじめを許さない学級をつくっていこうとする)
6月	「わたしらもよせて」 (友達の気持ちを考えて生活する)	「ドッジボール」 (仲間外しにせず、仲良く遊ぶ)		「だからわるい」 (傍観することはいじめと同じことに気づく)		「権利って何だろう」(自他の権利を尊重する)
7月		「モムンとヘーテ」 (友達と仲良くし、助け合う)	「泳げた25メートル」 (互いに支え合い、励まし合って生活する)	「ぼくだけのルールはいらない」(障がいのある人と共に生きる)	「守ろうインターネット」(ネット上のいじめを考え、差別表現をなくしていこうとする)	「人権作文発表」 (自分の思いを友達に伝え、人権意識を高める)
8月						
9月	「うんどうかい」(友達と力を合わせる)		「なまかはずし」(いじめは許されないことに気づき、仲良く助け合う)	「わたしのなやみ」 (差別に気づき、よい仲間づくりができる)	「娘とともに」(障がいを理解し、尊重し合って生活していこうとする)	同和問題
10月		「かみひこうき」 (誰とでも仲良く生活する)	「楽しいな学校」 (仲間外しやいじめを見つめ、楽しい学校をつくる)		「ちがうことばんざい」(違いを認め、よい仲間づくりをする)	
11月	「ぼくのなまえは」 (差別の間違いに気づき、助け合う)	「ひろみちゃんとゆみちゃん」 (互いに励まし合い、助け合う)	「わたしと小鳥とすずと」(一人ひとりの違いやよさを認め合う)	「悪いと決めている」(偏見の誤りに気づき力を合わせ差別をなくす)		
12月	「はしのうえのおおかみ」(立場の弱い者をいたわり、仲良くする)	「からすのおおさま」 (正しいことを見抜き、誇りを持って行動する)	「たったいちどだけの」(誰に対しても校正公平に接する)		「ぼくの心のそこ」 (心の中の差別心から、人権を尊重して生活する)	
1月	「としちゃんのががみ」(友達の気持ちになって生活する)	「とべないホテル」 (弱い立場の友達を思い、正しい行動をする)	「いじわる」(さべつやいじめに気づき、差別を解消していこうとする)	「いのち」 (いのちについて考え、思いやりの心をもつ)	「ちがいのちがいの」 (人権問題を自分の問題として生活する)	
2月	「わたしのちいさいとき」(自他の生命を大切にしていこうとする)	「ほたるのいのち」 (生命あるものを尊重し、命を大切にす)	「ないた赤おに」 (相手の気持ちを考え、助け合う)	「育ちゆく体とわたし」 (男女差、個人差を知り、互いに助け合う)	「人権が大切にされるまちづくりをめざして」 (差別のない世の中をつくっていこうとする)	
3月		「それでもわたし」 (自他のよいところを見つめ、自信をもって生きる)				

いじめ発見チェックリスト(教職員)

()年()組

登下校・授業開始前	<input type="checkbox"/> 遅刻・欠席・早退などが増えた。 <input type="checkbox"/> 登下校で、ランドセルや重い物、汚れたものを持たされる。 <input type="checkbox"/> 登校時に、体の不調を訴える。 <input type="checkbox"/> 衣服の汚れや擦り傷などが見られる。 <input type="checkbox"/> 朝の健康観察の返事に元気がない。 <input type="checkbox"/> 教室に入れず、保健室などで過ごす時間が増えた。 <input type="checkbox"/> いつも忘れ物をしないのに、忘れ物が増えてきている。
授業中	<input type="checkbox"/> 発言すると冷やかされる。発言すると周囲がざわつく。 <input type="checkbox"/> 決められた座席と違う場所に座っている。 <input type="checkbox"/> グループにするとき、机を離されたり避けられたりする。 <input type="checkbox"/> 保健室やトイレなどによく行くようになる。 <input type="checkbox"/> 班にすると机と机の間に必要以上の隙間がある。 <input type="checkbox"/> 授業中、教職員にばれないように消しゴム投げなどをしている。 <input type="checkbox"/> 教室移動のときに押したり、からかったりする。
休み時間・放課後	<input type="checkbox"/> 休み時間に一人で過ごすことが増えた。 <input type="checkbox"/> 保健室によく行くようになる。 <input type="checkbox"/> 昼休みに他の学級担任の先生や養護の先生へのかかわりを求めにくい。 <input type="checkbox"/> 遊びの中で、いつも同じ役をしている(させられている)。 <input type="checkbox"/> 元気がなく浮かぬ顔をする。 <input type="checkbox"/> 挨拶をしなくなる。 <input type="checkbox"/> 教師と視線が合わず、うつむいている。 <input type="checkbox"/> 体調不良(頭痛, 腹痛, 吐き気等)を訴える。 <input type="checkbox"/> 遊びと称して友だちとふざけあっているが表情がさえない。 <input type="checkbox"/> 教職員がいないと掃除がきちんとできない。
教室内・集団	<input type="checkbox"/> 朝、いつも誰かの机が曲がっている。 <input type="checkbox"/> 掲示物が破れていたり落書きがあったりする。 <input type="checkbox"/> 学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう子どもがいる。 <input type="checkbox"/> 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある。 <input type="checkbox"/> 些細なことで冷やかしたりするグループがある。 <input type="checkbox"/> 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある。 <input type="checkbox"/> 持ち物や机、ロッカーなどに落書きをされる。 <input type="checkbox"/> くつかくしがあったり、持ち物がなくなったり壊されたりすることがある。 <input type="checkbox"/> 用具・机・椅子などが散乱している。ごみや学用品などが散らかっている。 <input type="checkbox"/> 遊んでいるときも、特定の相手に必要以上に気を遣う。 <input type="checkbox"/> 教師が注意したことに対して、素直な心で話が聞けない。

※どれか一つでもチェックが入れば、いじめに向かう可能性がある、いじめがかけで行われている可能性があると考えます。

家庭におけるいじめ発見チェックリストについて

富岡小学校

日頃は、保護者の皆様には本校教育振興のためご支援・ご協力をたまわり、感謝申し上げます。

富岡小学校は、いじめのない明るい学校をめざしています。いじめの早期発見のため、次のチェックを各ご家庭で行ってみてください。該当する項目がありましたら、まずお子さんから、話をよく聞いてください。お子さんが話しにくそうな場合や変化に気になることがございましたら、迷わず学校までご相談ください。

起床から登校までの変化

- 1. 学校へ行きたがらない。「転校したい」や「学校をやめたい」と言い出す。
- 2. いつもと違って、朝食を食べようとしない。
- 3. 登校時間が近づくと、頭痛や腹痛、発熱、吐き気など体調不良を訴えて登校を渋る。
- 4. 途中で家に戻ってくる。

帰宅時の変化

- 1. いつもより帰宅が遅い。
- 2. 服が汚れていたり、破れていたりして帰ってくる。
- 3. あざや擦り傷があってもその理由を言いたがらない。
- 4. すぐに自分の部屋にかけこみ、なかなか出てこない。外出したとがらない。

持ち物・身体の変化

- 1. 道具や持ち物に落書きがある。壊されている。
- 2. 学用品や持ち物がなくなっていく。買い与えた覚えのない品物をもっている。
- 3. 部屋にある持ち物がなくなっていく。
- 4. ノートなどに人権を無視するような言葉などの落書きが書かれている。
- 5. お風呂に入りたがらなかつたり、裸になるのを嫌がる。
- 6. 腹痛や頭痛など、身体の具合が悪いと訴える。トイレからなかなか出てこなくなる。
- 7. 寝付きが悪かつたり、眠れなかつたりする日が続いている。

家庭での生活の変化

- 1. 成績が下がり、書く文字が普段とは違い乱雑になる。
- 2. お金の使い方が荒くなつたり、無断で家から持ち出すようになつたりする。
- 3. 食欲がなくなる。ため息をつくことが多くなる。
- 4. 友達から頻繁に電話がかかってくる外出が増える。
- 5. いじめの話をするとう強く否定する。
- 6. 親と視線を合わせない。
- 7. 家族と話をしなくなる。学校の話をしけるようになる。
- 8. 気力をなくしたり弟や妹をいじめたりするなど、急に乱暴になつたり情緒不安定になる。
- 9. 言葉遣いが乱暴になり、家族に反抗したり八つ当たりをする。

いじめについてのアンケート

()年()組(名前)

富岡小学校では、いじめのない、明るく楽しい学校をめざしています。

いじめは、人間としてゆるされない行いです。富岡小学校は、いじめを絶対にゆるしません。楽しい学校にするために、次の質問にあてはまるものをえらんで、○をつけてください。このことは、友だちには話しませんので、安心して書いてください。

いじめとは、このようなことを何度もされることです。

- ① わる口を言われる。 からかわれる。 ② かげ口を言われる。 うわさをされる。
- ③ おしされる。 ④ なかまはずしにされる。 ⑤ おどされる。
- ⑥ いじわるをされる。 ⑦ くつなどのものをかくされる。 ものをこわされる。
- ⑧ なぐられたり、けられたりされる。 ⑨ お金やものをとられる。
- ⑩ いやなことやはずかしいこと、きけんなことをさせられる。
- ⑪ そうじ当番や仕事をおしつけられる。

1 今の学年になって、いじめられたことがありますか。

- ① いじめられたことがある()
- ② いじめられたことがない()

2 ①の「いじめられたことがある」と、こたえた人だけに聞きます。

(1) どのようないじめにありましたか。いくつ○をつけてもいいです。

- () わる口を言われる。 からかわれる。
- () かげ口を言われる。 うわさをされる。 () おしされる。
- () なかまはずしにされる。 () おどされる。
- () いじわるをされる。 () くつなどのものをかくされる。 ものをこわされる。
- () なぐられたり、けられたりされる。 () お金やものをとられる。
- () いやなことやはずかしいこと、きけんなことをさせられる。
- () そうじ当番や仕事をおしつけられる。
- () そのほか、友だちからいやなことをされて、なやんでいる。

(2) 何人ぐらいのひとにいじめられましたか。

() 一人 () 二人 () 三人 () 三人より多い

(3) 今も、そのいじめはつづいていますか。

() 今もいじめられている。 () 今はいじめられなくなった。

3 今の学年になって、いじめを見たことがありますか。

- ① いじめを見たことがある()
- ② いじめを見たことがない()

※ ①の「いじめを見たことがある」と、こたえた人は、友だちに知られないようにたんにんの先生に言ってください。

重大事態への対応マニュアル(富岡小学校版)

★いじめ事案発生★

(1) 組織員の構成

① 既存の学校いじめ対策組織

調査組織の構成:(学校長・教頭・主幹教諭・生徒指導・学年主任・養護教諭・特別支援教育コーディネーター)

② 外部人材を加えた組織 ※①の組織に加える人材のみ記載する

調査組織の構成:(スクールソーシャルワーカー)

(2) マスコミへの対応

窓口の一本化と正確な情報と丁寧な対応(対応者: 第1教頭)

I 重大事態の発生(疑いを含む)

II 所管教育委員会に報告する (学校又は学校設置者のどちらが主体になるかを判断)

III 重大事態の調査組織を設置する (学校が調査の主体になった場合)

- ・公平性, 中立性が確保された組織が, 客観的な事実確認を行う。
- ・被害児童生徒・保護者に調査等の事前説明を行う。
- ・②又は③のどちらが調査の主体となるかを決定する。
 - ② 既存の学校いじめ対策組織に適切な専門家を加えた調査組織
 - ③ 調査を行うための第三者組織

IV 被害児童生徒・保護者への調査方針の説明や情報提供を行う

- ・調査前に被害児童生徒, 保護者に①から⑥を説明をする。
- ・被害児童生徒・保護者に寄り添った対応を第一とする。
- ・加害児童生徒・保護者にいじめの事実関係についての調査結果の説明を行う。

- ① 調査の目的・目標
- ② 調査主体
- ③ 調査時期・期間
- ④ 調査項目
- ⑤ 調査方法
- ⑥ 調査結果の提供

V 調査組織で, 事実関係を明確にする調査を実施する

- ・いじめの事実関係を明確にする。(因果関係の特定でなく客観的な事実関係を調査)
- ・学校で実施した調査の再分析や新たな調査を実施する。(文科省「背景調査の指針(改訂版)」を参照)

- ① 文書情報の整理
- ② アンケート調査の実施(詳細調査の実施P17)
- ③ 聞き取り調査の実施(詳細調査の実施P18) → 時系列にまとめて分析する。
- ④ 情報の整理(詳細調査の実施P19)

VI 調査結果を所管教育委員会に報告する

VII 調査結果を基に必要な措置を講ずる

- ・被害児童生徒に対して, 事情や心情を聴取し, 状況に応じて継続的にケアを行う。
- ・被害児童生徒が不登校になっている場合は, 学校生活への復帰に向けた支援活動を行う。
- ・再発防止策を検討する。(詳細調査の実施P20)
- ・報告書の取りまとめをする。(詳細調査の実施P20)

